

## 盛岡市市税条例の一部改正について

平成13年3月28日

財 政 部

## 第1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正（今国会で議決予定）が行われることに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、会社分割・合併等の企業組織再編成に係る法人の市民税について所要の措置を講ずるとともに、被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置を講ずるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 第2 改正内容

改 正 内 容	適 用 関 係
<p>1 法人市民税</p> <p>会社分割・合併等の企業組織再編成に係る法人市民税の申告納付</p> <p>商法の改正による会社分割法制の創設に伴い、会社分割・合併等の企業組織再編成に係る法人市民税の申告納付について、一定の基準を満たす分割又は合併が行われた場合において、分割前又は合併前の法人に欠損金の繰戻し還付を受けた法人税額があるときは、当該繰戻し還付を受けた法人税額は、分割後又は合併後の法人市民税の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除する。</p>	<p>平成13年度の申告納付から適用する。</p>
<p>2 固定資産税及び都市計画税</p> <p>被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置</p> <p>住宅が災害等の事由により滅失、損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められるときは、天災等の発生後2年度分の固定資産税及び都市計画税について当該土地を住宅用地とみなすものとする措置を講ずることに伴い、この適用を受けようとする者が行わなければならない手続等について定める。</p>	<p>平成12年1月2日以後に発生した災害等により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成13年度以降の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。</p>

## 第3 施行期日

平成13年4月1日

ただし、1については平成13年3月31日から施行する。